

# エコアクション21 環境経営計画

運用期間 令和4年12月1日～令和5年2月28日

有限会社 メット



令和5年3月17日 発行

- 会 社 概 要
- 活 動 対 象 範 囲 ・ 組 織 図
- 環 境 経 営 方 針
- 環 境 経 営 目 標
- 環 境 経 営 計 画
- 環 境 目 標 の 実 績 ・ 評 価 と 次 回 目 標
- 環 境 関 連 法 規 へ の 違 反 訴 訟 の 有 無
- 代 表 者 に よ る 全 体 の 評 価 と 見 直 し

# 会社概要

## (1)事業社名及び代表者氏

有限会社メット 代表取締役 金山 桃子

## (2)所在地

静岡県 浜松市 東区 常光町730番地の2

## (3)設立

平成16年3月9日

## (4)資本金

500万円

## (5)事業活動の内容

土木工事業・舗装工事業・管工事業・しゅんせつ工事業・産業廃棄物収集運搬業、警備業

## (6)事業の規模(令和3年)

○売上高	240 百万円
○従業員数	30 名
○敷地面積	
	本 本社(常光町730番地の2): 52.8 m <sup>2</sup>
	事務所2(常光町741番地): 23.8 m <sup>2</sup>
	メット置場1(常光町746・747番地): 1,488.0 m <sup>2</sup>
	メット置場2(常光町711番地): 888.0 m <sup>2</sup>

## (7)建設業許可

- 【一般建設業許可】静岡県知事許可(般-31)第32944号  
有効期限 平成31年4月16日～令和6年4月15日  
建設業の種類 木工事業・とび, 土工事業・石工事業・管工事業・鋼構造物工事業・舗装工事業・しゅんせつ工事業・  
塗装工事業・造園工事業・水道施設工事業・解体工事業
- 【警備業法許可】第49000453号  
有効期限 令和4年3月12日～令和9年3月11日



(8)産業廃棄物収集運搬業許可

○【産業廃棄物収集運搬許可】 第02201125839号

有効期限 令和4年2月6日～令和9年2月5日

産業廃棄物の種類 がれき類、汚泥

○ 保有車両

車両種類	No
10tダンプ	浜松 130 せ 2301
4tダンプ	浜松 130 さ 8138
	浜松 130 す 8139
	浜松 130 さ 8137
3tダンプ	浜松 430 さ 8108
	浜松 430 さ 8107
2tダンプ	浜松 430 さ 8128
	浜松 430 せ 8121
	浜松 430 さ 8122
軽ダンプ	浜松 483 い 8101
キャブオーバー	浜松 430 そ 8148

○ 収集運搬量

(運用期間 令和4年12月～令和5年2月)

種類	運搬量(t)
がれき類	42.7

(10)環境保全関係の責任者及び担当連絡

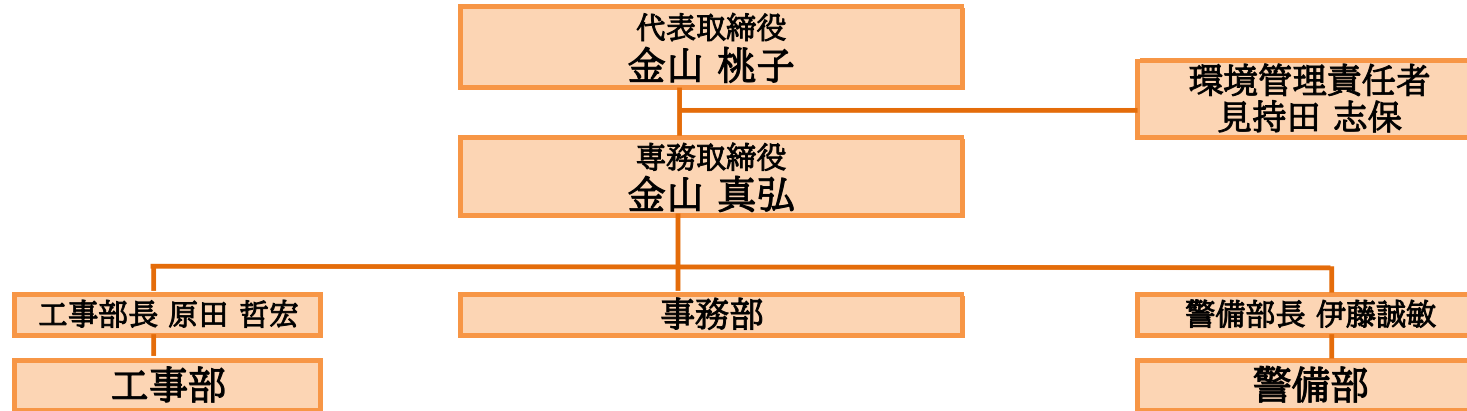
環境管理責任者：見持田 志保

TEL:053-423-0878

FAX:053-423-0879

# 実施体制

▼社員全員を対象とする



## ●役割

- ★代表取締役
  - ・環境活動全体に対する責任を持つ
  - ・必要なもの、人、費用の投入
  - ・環境活動の評価と見直しを行う
- ★環境管理責任者
  - ・環境活動実施状況を管理
  - ・環境目標の提案
- ★専務取締役
  - ・環境活動の周知・徹底する
- ★工事部長
  - ・工事部の環境活動の徹底・指示を行う
- ★工事部
  - ・環境を考慮した活動を行う  
(車両の燃費を考慮した運転、環境を考慮した施工を行う 等)
- ★事務部
  - ・環境を考慮した活動を行う  
(PC・事務所内の電気等の省電力化 等)
- ★警備部長
  - ・警備部の環境活動の徹底・指示を行う
- ★警備部
  - ・車両燃費を考慮した運転をする

# 環境経営方針



## ◆基本理念◆

当社は「安心・安全・信頼」を企業理念とし、その理念に基づいた施工を心がけ、環境にも人々にもやさしい会社を目指します。

- 1.環境に配慮した施工を行うよう努めます
- 2.二酸化炭素排出量削減に努めます
- 3.廃棄物の再資源化に努めます
- 4.水を大切に使います
- 5.環境関連の法規制を遵守します
- 6.環境経営の継続的改善に努めます

☆社員全員で、これらを意識した活動を行い、環境保全に努めます!!

令和4年11月15日 制定  
令和5年2月1日 改定  
有限会社メット  
代表取締役 金山 桃子

# 環境経営目標

## 運用期間目標

目標項目	基準期間	運用期間		暫定期間		
	令和3年12月～令和4年2月	令和4年12月～令和5年2月	令和4年12月～令和5年7月	令和4年12月～令和5年7月	令和4年12月～令和5年7月	
工事施工方法		目標→	環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努める	目標→	環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努める	
グリーン購入		目標→	資機材の再利用、再生可能材料の購入	目標→	資機材の再利用、再生可能材料の購入	
二酸化炭素排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	19,086.1	-1.0%	18,895.2	-1.0%	50,387.3	
内訳	電力(kWh)	998.7	-1.0%	988.7	-1.0%	2,636.6
	ガソリン(ℓ)	2,672.5	-1.0%	2,645.7	-1.0%	7,055.3
	軽油(ℓ)	5,974.8	-1.0%	5,915.0	-1.0%	15,773.4
産業廃棄物	再資源率 100.0%	目標再資源率 100.0%				

## 環境目標(中長期)

目標項目	基準値	目標削減率(%)			
	令和3年8月1日～令和4年7月	令和5年8月～	令和6年8月～	令和7年8月～	
工事施工方法		目標→	環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努める		
グリーン購入		目標→	資機材の再利用、再生可能材料の購入		
二酸化炭素排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	60,766.8	-1.5%	-1.8%	-2.0%	
内訳	電力(kWh)	7,447.0	-1.5%	-1.8%	-2.0%
	ガソリン(ℓ)	3,102.7	-1.5%	-1.8%	-2.0%
	軽油(ℓ)	19,371.7	-1.5%	-1.8%	-2.0%
産業廃棄物	再資源率 100.0%	再資源率100.0%を目指す			

# 環境経営計画

目的	区分	活動内容	担当者	スケジュール(運用期間R.4年12月～R5.2月)		
				12月	1月	2月
環境への配慮	施工法	環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努める	金山	→		
	グリーン購入	資機材の再利用、再生可能材料の購入	金山	→		
二酸化炭素排出量の削減	電力	使用しない部屋の消灯・空調停止の徹底	見持田	→		
		パソコン・コピー機等の省電力化	見持田	→		
		空調の温度設定の徹底(夏:28℃ 冬:22℃)	見持田	→		
	ガソリン・軽油	急発進・急停止をしない	金山・伊藤	→		
		車内エアコンの温度調整	金山・伊藤	→		
		駐停車中はエンジン停止	原田	→		
		建設機械等、点検・整備の定期的な実施	青木	月末	月末	月末
消費燃料の少ない運搬経路や資材搬入経路を選択	金山	→				
廃棄物の削減・再資源化	産業廃棄物(再資源化)	再資源化を推進している会社に処分を委託する	金山	→		
水を大切にすする	節水	「水を出しっぱなしにしない」の掲示をする	見持田	(掲示) →	(徹底)	→
環境コミュニケーション	職場内	職場内会議を定期的に行う	社長	毎月10日	毎月10日	毎月10日
		掲示板に環境計画を貼り出す	見持田	→		



## 6 実績・評価と次回目標

※二酸化炭素排出量の算出にはH27年度の中部電力の調整後の排出係数の0.482kg-Co2/kWhを用いました。

目標項目	基準値	削減率目標		実績値	削減率の実績		
	令和3年12月～令和4年2月	令和4年12月～令和5年2月					
施工方法	基準	目標		実績			
グリーン購入		環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努め 資機材の再利用、 再生可能材料の購入		施工の質だけでなく、環境面の配慮も視野に入れた施工方法の提案をし、環境を考慮した活動を心がけた (電力の節約・騒音対策・節水など) 環境の事も考慮した材料の選択を心がけ、無駄のないように使用したり、再利用したりした。			
二酸化炭素排出量(kg-CO <sub>2</sub> )	19,086.1	-1.0%	18,895.2	19,511.6	97%	△	
内訳	電力(kWh)	2,072.0	-1.0%	2,051.3	1,848.0	111%	○
	ガソリン(ℓ)	1,151.9	-1.0%	1,140.4	1,008.3	113%	○
	軽油(ℓ)	5,974.8	-1.0%	5,915.0	6,310.7	94%	△
産業廃棄物(t)	再資源率	目標再資源率		目標達成率			
	100.0%	100.0%		100.0%			

評価: 目標値/実績

※ 100%以上…○ 100-90%…△ 90%以下…×

☆その他弊社の環境に関する取り組み☆

○材料

改良土を使用する工事では使用する改良土は再度リサイクルが可能な奥多摩工業のタマソイルを100%使用している。

○保安資機材

新たに購入する保安資機材は、ソーラー発電式のものを選定している。



○LED電灯の設置

事務所内にLED電灯を設置している。二酸化炭素排出量削減に貢献している。

○電気の消し忘れ防止掲示

事務所を離れる際、電気の消し忘れが無いよう注意喚起をしている。

○空調の温度設定掲示

夏:28℃ 冬:22℃ を設定するよう掲示している。

○営業車両は全てエコカー化

アクア・クロス



○ごみの分別徹底  
 ごみの分別ができるようごみ箱の表示を見て分別するようにしている。



○社内環境コミュニケーション  
 社内会議・朝礼・入口に環境方針を掲示



評価と次年度計画

評価日:令和5年3月1日

目的	区分	活動内容	評価 (○・△・×)	次回取組
環境への配慮	施工方法	環境に配慮した施工(大気汚染・水質汚濁を防止し、騒音を出来る限り抑える等)に努める	△	施工効率だけでなく、環境に配慮した施工ができるように社内会議で意見を出し合っていく
	グリーン購入	資機材の再利用、再生可能材料の購入	○	継続
二酸化炭素排出量の削減	電力	使用しない部屋の消灯・空調停止の徹底	△	うっかり忘れてしまう時があるので声を掛け合っていく
		パソコン・コピー機等の省電力化	○	継続
		空調の温度設定の徹底(夏:28℃ 冬:22℃)	△	衣服での調整・自動設定機能を使用する
	ガソリン・軽油	急発進・急停止をしない	△	急発進・急停車を徹底
		車内エアコンの温度調整	△	衣類での調整・窓を開ける
		駐停車中はエンジン停止	○	継続
		建設機械等、点検・整備の定期的な実施	○	継続
		消費燃料の少ない運搬経路や資材搬入経路を選択	△	出来るだけ短距離の経路を選択する
廃棄物の削減・再資源化	産業廃棄物(再資源化)	再資源化を推進している会社に処分を委託する	○	継続
環境コミュニケーション	職場内	職場内会議を定期的に行う	○	継続
		掲示板に環境計画を貼り出す	○	継続

評価・・・ ○:よくできた △:まあまあできた ×:できなかった

# 環境関連法規への違反訴訟の有無

◇環境関連法規の遵守状況

法令・条例等		適用内容・遵守事項	根拠書類	遵守状況
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律) ※自らが排出事業者(元請 現場・事務所となるもの)	第6条の2第6項	市長のルールに従った分別と搬出及び業務委託	許可証・契約書	○
	第12条第2項	廃棄物の保管場所に60cm×60cmの表示をする	現地確認	○
	第12条第5項	産業廃棄物運搬業者並びに処分業者との委託契約	契約書	○
	第12条第9、10項	産業廃棄物多量排出業者の処理計画及び実施近況報告	報告書	○
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任		該当なし
	第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
	第12条の3 第2、6項	マニフェストの管理、保管(5年間)		○
	第12条の3第6項	処理業者へのマニフェストの返却		○
	第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の報告(年1回)		○
第12条の3第8項	産業廃棄物管理票の期間内未返却時の許可権者への報告		該当なし	
・静岡県の産業廃棄物の適 正な処理に関する条例 ・浜松市内産業廃棄物の適 正な処理に関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
	第10条	実地確認の実施と記録保存		○
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に 関する法律) ※収集運搬業者(下請現場 等からの運搬業務となるも の)	第12条第5項	産業廃棄物排出業者と収集運搬契約	契約書	○
	第12条の3第3項	委託者へのマニフェストの返却		○
	第12条の3第9項	委託者へのマニフェストの保管		○
	第14条第2項	収集運搬業許可の許可期限の確認	許可証	○
	第14条第12項 (第12条第1項)	処理基準の遵守(廃棄物の悪臭・飛散防止等)		○
	第14条第12項 (第12条第1項)	収集運搬車両への表示(名称・統一番号を車両側面へ表示)	車両確認	○
	第14条第17項	帳簿の備え付け及び5年間の保存		○
第14条の2第3項	マニフェストの管理、保管(5年間)		○	
静岡県産業廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行細則 ※収集運搬業者(下請現場等からの 運搬業務)となるもの	第22条	前年度における収集運搬実績の報告	報告書	○
建設リサイクル法(建設工 事に係る資材の再資源化 等に関する法律)	第5条	建設業者の責務		○
	第9条	対象建設工事受注者または自主施工者の分別解体等の実施		○
	第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出		○
	第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○
	第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
	第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告		○
	第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出		該当なし
	第15条	特定建設の届出改善勧告及び改善命令		該当なし

振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出		該当なし
	第15条	特定建設の届出改善勧告及び改善命令		該当なし
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	点検記録簿	○
	第5条	浄化槽の使用開始報告書の提出		○
	第7条	設置後の水質検査の実施	点検記録簿	○
	第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	点検記録簿	○
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払		該当なし
フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関する法律)	第16条	自身での簡易点検(3ヶ月に1回以上)実施	点検記録簿	○
	第41条	第一種特定製品廃棄等実施者の引渡業務		該当なし
建設業法	第3条の1	一般建設業の許可	許可証	○
	第26条の第1項	主任技術者の設置		○
	第26条の第2項	監理技術者の設置		○
省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に 関する法律)	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500kl/年以上の事業者は届出		該当なし
地球温暖化対策推進法	第25条	温室効果ガス算定排出量の報告		該当なし
水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	許可証	○
下水道法	第22条	設計者等の資格		該当なし
河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理		該当なし

※関係機関からの指摘や訴訟は過去3年間ありませんでした。

確認日:令和5年3月1日 確認者:見持田 志保

# 代表による評価と見直し

確認日:令和5年3月14日 確認者:見持田 志保


見直し・ 関連情報	項目		確認	:(必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/>	記録・文書として作成しました。
	2	環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	CO <sub>2</sub> 排出量は達成、電気は未達、燃料達成
	3	環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	継続して取り組みます
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙にて報告するようにします
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	<input checked="" type="checkbox"/>	別紙報告の通り
	8	その他( )	<input type="checkbox"/>	

代表者による評価

エコアクション活動に取り組むことにより、電気・水・燃料…等に対する使い方に少しずつではありますが、意識の変化が見られたと思います。一人ひとりの意識も大切ですが、「エコアクション活動の内容を全員が理解し、全員で取り組んでいく。」できていないことに対して声をかけあっていくことがとても効果的だと感じました。

また数値や認証を受けることだけに目を向けず、会社で身に付けた知識・意識を会社外でも生かすことも重要だと考えています。今後も活動を継続し、地域社会のために環境に優しい建設業者としての地位を確立できるよう社員一同、精進していきます。

代表者による見直し・指示事項は始めたばかりなので今回は見直す必要性はないと判断しました。



令和5年3月15日  
有限会社メット 代表取締役 金山 桃子

代表者による見直し・指示事項	見直し項目	変更の必要性	指示事項(変更「有」の場合)
	環境経営方針	有(無)	
	経営目標・計画	有(無)	
	実施体制	有(無)	
	その他	有(無)	